

## 日本軽貨物協同組合 会則

(名称)

第1条 本組合は、日本軽貨物協同組合(以下「本組合」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本組合の事務所は、神奈川県横浜市に置く。

(目的)

第3条 本組合は組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつその経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本組合は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動(事業)を実施する。

- (1) 組合員のためにする軽貨物運送の共同受注
- (2) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上または組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (3) 前2項の事業のほか、組合員の福利厚生に関する事業

(会員)

第5条 本組合の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、○○(会長、代表等)に申し込むものとする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める月額会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 法人10,000円/個人3,000円
- (2) 賛助会員 一般10,000円

(退会)

第8条 会員は、退会届を本組合に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。

(役員)

第9条 本組合に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 監事 1人
- (4) 理事 2人

(選任)

第10条 役員は総会において、組合員の中から選任する。

2 監事は理事長、副理事長、理事を兼ねることはできない。

(職務)

第11条 理事長は、本組合を代表し統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、本組合の会計を担当する。

(解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、組合員の議決により、これを解任することができる。

(1)心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(任期)

第13条 役員理事の任期は、2年(監事4年)とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任任期とする。

(総会)

第14条 本組合の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1)会則の変更

(2)解散

(3)報告および決算

(4)計画および予算

(5)役員の選任又は解任

(6)その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第15条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第14条 役員会は監事を除く役員を持って構成する。ただし、監事は役員会に同席し、意見を述べることができる。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第16条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、9月1日に始まり、翌年8月31日までとする。

(委任)

第18条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(変更)

第19条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、令和3年9月1日から施行する。